

第2期

川崎町子ども・子育て支援事業計画

中間見直し

令和4年度～令和6年度

令和4年 月

# 目 次

第4章	子ども・子育て支援サービス	1
1	教育・保育提供区域の設定	2
2	人口見込み	3
3	幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育	4
4	地域子ども・子育て支援事業	6
5	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供や その推進体制の確保	20
6	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等 の円滑な利用の確保	21

---



## 第4章 子ども・子育て支援サービス

## 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、町は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

「川崎町子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域について、保育所等の整備にあたり、教育・保育ニーズの状況に応じ、全町域で柔軟に教育・保



育の提供を行うため町全域を1つの区域と決めました。

本計画においても、この考えを踏襲し、町全域を1つの区域とします。

### 《令和4年～令和6年度計画の見直しについて》

令和4年度で計画の策定から3年が経ち、国が示す制度の円滑な実施を確保するための基本的な指針に基づき、「幼児期における教育・保育の量の見込みと確保の方策」及び「地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保の方策等」の計画値と実績値が大きく乖離している場合は、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しが必要とされていることから、令和4年度～令和6年度の計画値の見直しを行います。

## 2 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

0歳から11歳までの子どもの将来推計は、年々減少することが予測されます。

※（ ）は見直し前 単位：人

年齢	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年 実績	令和5年 推計	令和6年 推計
0歳	78 (101)	96 (97)	69 (94)	77 (90)	73 (86)
1歳	103 (102)	76 (100)	92 (97)	69 (94)	77 (90)
2歳	103 (103)	113 (102)	76 (100)	92 (97)	69 (94)
3歳	104 (102)	107 (101)	116 (100)	76 (98)	92 (95)
4歳	113 (109)	107 (102)	109 (101)	116 (100)	76 (98)
5歳	124 (124)	110 (107)	110 (100)	109 (99)	116 (98)
6歳	127 (125)	124 (119)	101 (103)	110 (96)	109 (95)
7歳	127 (123)	130 (125)	125 (119)	101 (103)	110 (96)
8歳	133 (133)	122 (123)	131 (125)	125 (119)	101 (103)
9歳	128 (126)	134 (132)	121 (122)	131 (124)	125 (118)
10歳	130 (131)	129 (127)	132 (133)	121 (123)	131 (125)
11歳	136 (137)	128 (130)	129 (126)	132 (132)	121 (122)

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

### 【見直し概要】

令和5年度、6年度の0歳児の推計人口は、令和2年度～令和4年度までの実績値に基づき見直しを行いました。

令和5年度、6年度の1歳児以降の推計人口は令和4年度の実績値及び令和5年度の0歳児推計人口に基づき見直しを行いました。

### 3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

#### (1) 保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）

認可保育所・地域型保育施設は、保護者が仕事や病気などの理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設ですが、川崎町には該当の施設はありません。

#### 【 量の見込み 】

※（ ）は見直し前 単位：人

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
量の見込み（A）	498 (482)	477 (460)	456 (446)	433 (436)	411 (422)
2号認定	280 (237)	258 (220)	265 (213)	252 (211)	239 (206)
3号認定（0歳）	57 (80)	67 (77)	56 (75)	53 (71)	50 (68)
3号認定（1・2歳）	161 (165)	152 (163)	135 (158)	128 (154)	122 (148)
確保提供数（B）	540	540	520 (540)	520 (540)	520 (540)
2号認定	300	300	295 (300)	295 (300)	295 (300)
3号認定（0歳）	70	70	65 (70)	65 (70)	65 (70)
3号認定（1・2歳）	170	170	160 (170)	160 (170)	160 (170)
差引（B）-（A）	42 (58)	63 (80)	64 (94)	87 (104)	109 (118)

#### 【 確保方策 】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、確保提供数がニーズ量を上回っていることから、確保提供数での対応が可能です。

#### 【 見直し概要 】

令和元年度策定時の計画値と令和2年度～令和3年度の実績値の間に乖離が見られたため、実績値に基づき見直しを行いました。

## (2) 特定教育施設（幼稚園・認定こども園） . . . . .

幼稚園は、保護者の就労状況に関わらず、3歳から入園でき年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設ですが、川崎町には該当の施設はありません。

### 【 量の見込み 】

※ ( ) は見直し前 単位：人

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
量の見込み (A)	37 (72)	41 (67)	30 (65)	17 (63)	0 (62)
確保提供数 (B)	90	90	30 (90)	30 (90)	0 (90)
差引 (B) - (A)	53 (18)	49 (23)	0 (25)	13 (27)	0 (28)

### 【 確保方策 】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、確保提供数がニーズ量を上回っていることから、確保提供数での対応が可能です。

### 【 見直し概要 】

令和5年度をもって閉園となるため、現在の利用から卒園までの数値を令和4年度、令和5年度の見込み値としています。令和6年度は閉園となるため、量の見込み値及び確保提供数を0としています。

## 4 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 利用者支援事業 . . . . .

子どもとその保護者、または、妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### 【 量の見込み 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	1	1	1	1	1
基本型・特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
確保策 (B)	1	1	1	1	1
基本型・特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

#### 【 確保方策 】

川崎町では、母子保健型を令和2年4月に開設予定で、担当課（健康づくり課）の窓口による対応を行います。



## (2) 地域子育て支援拠点事業 . . . . .

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 【 現状 】

	平成30年度
利用延べ人数	1,984

### 【 量の見込み 】

※ ( ) は見直し前 単位：人

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
利用延べ人数	1079 (1,244)	766 (1,215)	950 (1,183)	916 (1,142)	879 (1,097)
実施箇所数	1	1	1	1	1

### 【 確保方策 】

今後も継続して事業の展開を行います。

### 【 見直し概要 】

令和元年度策定時の計画値と令和2年度～令和3年度の実績値の間に乖離が見られたため、実績値に基づき見直しを行いました。

### (3) 一時預かり事業 . . . . .

#### ① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

#### 【 量の見込み 】

※（ ）は見直し前 単位：人

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
量の見込み (延べ人数)	743 (489)	1358 (453)	1320 (440)	660 (434)	0 (425)
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定	743 (489)	1358 (453)	1320 (440)	660 (434)	0 (425)

#### 【 確保方策 】

本事業は、現在川崎町では実施はしていないものの、ニーズ調査による利用の希望があることから、対応策を含めて今後検討を行っていきます。

#### 【 見直し概要 】

令和5年度をもって閉園となるため、現在の利用から卒園までの数値を令和4年度、令和5年度の見込み値としています。令和6年度は閉園となるため、量の見込み値及び確保提供数を0としています。

## ② 保育所における一時預かり保育事業

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に預かる事業です。

### 【 現状 】 単位：人

	平成30年度
利用者数	381

### 【 量の見込み 】 ※ ( ) は見直し前 単位年・延人数

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
量の見込み	71 (3,276)	22 (3,113)	20 (3,026)	20 (2,954)	20 (2,867)

### 【 確保方策 】

今後も継続して事業の展開を行います。

### 【 見直し概要 】

令和元年度策定時の計画値と令和2年度～令和3年度の実績値の間に乖離が見られたため、実績値に基づき見直しを行いました。

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業 . . . . .

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

##### 【 現状 】

	平成30年度
訪問人数	101

##### 【 量の見込み 】

※ ( ) は見直し前 単位：人

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
訪問人数	90 (101)	80 (97)	80 (94)	80 (90)	80 (86)

##### 【 確保方策 】

今後も継続して事業の展開を行います。

##### 【 見直し概要 】

令和元年度策定時の計画値と令和3年度の実績値の間に乖離が見られたため、実績値に基づき見直しを行いました。

## (5) 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

### ① 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、保健師や助産師等が訪問し、相談や支援を行う事業です。

#### 【 現状 】

	平成30年度
訪問回数	180

#### 【 量の見込み 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問回数	149	142	138	135	131

#### 【 確保方策 】

今後も継続して事業の展開を行います。

## ② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、関係機関構成員及び関係機関職員の専門性強化を図るための取り組みを実施する事業です。

### 【 現状 】

	要保護件数		要支援件数	
	世帯	人数	世帯	人数
新規	4	5	1	3
継続	22	82	12	26
合計	26	87	13	29

### 【 確保方策 】

今後も継続して職員研修及び要保護児童対策地域協議会の運営を充実させ、事業の展開を行います。

## (6) ファミリー・サポート・センター事業 . . . . .

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### 【 確保方策 】

本事業は、川崎町では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないことから、計画期間内における実施・検討の予定はありません。

## (7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） . . . . .

様々な理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

### 【 確保方策 】

本事業は、川崎町では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないことから、計画期間内における実施・検討の予定はありません。

## (8) 延長保育事業 . . . . .

認可保育所において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

### 【 現状 】

	平成30年度
利用者数	299
実施個所（箇所）	9

### 【 量の見込み 】

※（ ）は見直し前

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
量の見込み（A）	219 (111)	198 (105)	200 (102)	200 (100)	200 (97)
確保方策					
利用可能数（B）	540	540	520 (540)	520 (540)	520 (540)
実施個所（箇所）	9	9	9	9	9
差引（B）－（A）	321 (429)	342 (435)	320 (438)	320 (440)	320 (443)

### 【 確保方策 】

ニーズ量の見込みと利用可能数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、利用可能数がニーズ量を上回っていることから、利用可能数での対応が可能です。

### 【 見直し概要 】

令和元年度策定時の計画値と令和2年度～令和3年度の実績値の間に乖離が見られたため、実績値に基づき見直しを行いました。



## (9) 病児・病後児保育事業 . . . . .

保護者が就労等の理由により、お子さんを家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

### 【 量の見込み 】

※ ( ) は見直し前

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
量の見込み (A)	2 (621)	0 (590)	10 (574)	10 (560)	10 (544)
確保方策					
利用可能数 (B)	35	35	35	35	35
実施個所 (箇所)	1	1	1	1	1
差引 (B) - (A)	33 (▲586)	35 (▲555)	25 (▲539)	25 (▲525)	25 (▲509)

### 【 確保方策 】

ニーズ量の見込みと利用可能数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、ニーズ量が利用可能数を大幅に上回っていますが、計画期間内においては、現状の供給体制である広域利用にて対応いたします。

### 【 見直し概要 】

令和元年度策定時の計画値と令和2年度～令和3年度の実績値の間に乖離が見られたため、実績値に基づき見直しを行いました。

## (10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） . . . . .

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

### 【 現状 】

	平成30年度
登録児童数	259
実施個所（箇所）	5

### 【 量の見込み 】

※（ ）は見直し前

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み
量の見込み（A）	179 (234)	197 (227)	190 (218)	185 (204)	180 (193)
1年生	53 (66)	60 (63)	35 (55)	35 (51)	35 (50)
2年生	47 (45)	50 (45)	50 (43)	30 (37)	30 (35)
3年生	35 (49)	41 (45)	45 (46)	45 (44)	25 (38)
4年生	21 (25)	26 (27)	30 (25)	35 (25)	40 (24)
5年生	19 (33)	12 (32)	20 (34)	25 (31)	30 (32)
6年生	4 (16)	8 (15)	10 (15)	15 (16)	20 (14)
確保方策					
利用可能人数（B）	250	250	230 (250)	230 (250)	230 (250)
差引（B）－（A）	71 (16)	53 (23)	40 (32)	45 (46)	50 (57)

### 【 確保方策 】

ニーズ量の見込みと利用可能数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、利用可能数がニーズ量を上回っていることから、利用可能数での対応が可能です。

### 【 見直し概要 】

令和元年度策定時の計画値と令和2年度～令和3年度の実績値の間に乖離が見られたため、実績値に基づき見直しを行いました。

## 《 新・放課後子ども総合プランを踏まえた方向性 》

『新・放課後子ども総合プラン』の趣旨に沿った「放課後児童クラブ」及び「放課後子供教室」の実施を目指し、次の取り組みを推進します。

- 令和5年度において、一体的に又は連携して行われる「放課後児童クラブ」及び「放課後子供教室」について、引続き全小学校区で実施していきます。
- 「放課後児童クラブ」を利用する児童が「放課後子供教室」を利用する場合の児童の受け入れ、引き渡し等について、双方の運営者が連携を図るよう協議をしていきます。
- 小学校内への「放課後児童クラブ」及び「放課後子供教室」の設置に際しては、教育委員会と十分な協議を行います。
- 教育委員会と福祉部局が定期的に連絡会を開くなど、情報共有を図ります。
- 「放課後児童クラブ」について、国の障害児受入推進事業を活用し、必要に応じて加配指導員を配置します。
- 「放課後児童クラブ」について、利用する保護者のニーズに合った開所時間の設定に努めます。
- 県や町が実施する研修への参加を促進し、「放課後児童クラブ」の役割をさらに向上させます。
- 町のホームページや広報紙、「放課後児童クラブ」からの直接の発信による、「放課後児童クラブ」の情報周知を検討します。

※ 「放課後子供教室」については、固有名詞のため、子供と漢字で表記しています。

## (11) 妊婦健康診査事業 ● ● ● ● ● ● ●

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### 【 現状 】

	平成30年度
健診実人数	159

### 【 量の見込み 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
健診受診者数	148	142	137	132	126

### 【 確保方策 】

今後も継続して事業の展開を行います。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業・・・・・・・・

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### 【 確保方策 】

国の動向に応じて、助成を検討していきます。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業・・・・・・・・

保育所等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した保育所等の設置又は運営を促進するための事業です。

### 【 今後の方向性 】

国の動向等を踏まえ、事業の実施を検討していきます。

## 5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供 やその推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、子どもの人格を形成するうえで基礎となる重要なものです。

子どもにとって最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供を行うことを目的とし、教育・保育の一体的提供を推進します。

### (1) 認定こども園の普及及び推進・・・・・・・・

川崎町には、現在認定こども園はありませんが、今後認定こども園への移行や新たな参入の申請が行われた場合は、申請状況等を勘案しながら、適切な対応を行います。

### (2) 質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進・・・・・・・・

保育所における教育機能の充実を図るとともに、就学へのスムーズな移行を行い、質の高い幼児教育と保育の一体的な提供を推進します。

### (3) 教育・保育等の質の確保及び向上・・・・・・・・

幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による資質の向上、幼児教育・保育に関する専門的な知識・技能を持つ支援者と連携を図りながら、教育・保育及び子育て支援の質の確保及び向上に努めます。

### (4) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取り組み の推進

幼稚園・保育所及び小学校職員の共通理解を図り、一貫して指導を推進するほか、職員の交流などを通じて、幼稚園・保育所と小学校との連携を推進します。

### (5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保・・・・・・・・

保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付を行います。

## 6 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

育児休業満了時（原則1歳到達時）からの特定教育・保育施設、または特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、必要な支援を行います。